

船舶戦争保険航路定限（世界水域）

(令和元年5月31日改正)

一般世界水域。ただし、次に掲げる国の領海、港津および水域（別段の規定がある場合を除き、沖合い施設および沿岸から12浬までの隣接海域等を含みます。）を除きます。

- (A)ナイジェリア
- (B)ベナン
- (C)トーゴ
- (D)ギニア湾

ただし、下記(a)～(d)により囲まれた水域にかぎります。

- (a)トーゴ、ベナン、ナイジェリアの沿岸
- (b)ガーナとトーゴの国境から北緯3度、東経1度12分まで引いた線
- (c)北緯3度、東経1度12分から北緯3度、東経8度まで引いた線
- (d)北緯3度、東経8度から北緯4度、東経8度31分まで引いた線および北緯4度、東経8度31分からナイジェリアとカメルーンの国境まで引いた線

ただし、沿岸から30浬を超えて通航する場合は、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、上記海域内の港や場所への寄航または通航の中止を行わないかぎり、適用しません。

- (E)ソマリア
- (F)イラク

ただし、Al Basra（旧 Mina al Bakr）、Khor al-Amaya、その他、国際的に他国と認識されている水域を除く、沿岸から12浬を超えて50浬未満のイラクの offshore oil terminalsへの寄航を含みます。

- (G)サウジアラビア
 - (a)ペルシャ湾/アラビア湾沿岸
 - (b)紅海沿岸

ただし、(b)については、同国が領海として主張する海域を通航する場合でも、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、海域内の港や場所への寄航または通航の中止を行わないかぎり、適用しません。

- (H)イスラエル
- (I)レバノン
- (J)イエメン

ただし、同国が領海として主張する海域を通航する場合でも、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、海域内の港や場所への寄航または通航の中止を行わないかぎり、適用しません。

- (K)エリトリア

ただし、北緯15度以南にかぎります。

- (L)インド洋/アラビア海/アデン湾/オマーン湾/南紅海

下記(a)～(d)により囲まれた水域にかぎります。

- (a)北緯15度以南の紅海
- (b)東経58度以東のオマーン湾
- (c)東経65度線
- (d)南緯12度線

ただし、別段の規定がある場合を除き、沿岸から12浬までの隣接海域を除きます。

- (M)ベネズエラ

本土沿岸から200浬以内の同国排他的経済水域内にある沖合い施設への寄航を含みます。

ただし、

(1)上記海域内にあって、同国に属さない島、属領または国の領海 12 リン内にある施設を含みません。

(2)積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、上記海域内の港や場所への寄航または通航の中止を行わないかぎり、適用しません。

(N)イラン

(O)リビア

(P)シリア

(Q)パキスタン

(R)オマーン

(S)ペルシャ湾/アラビア湾(東経 58 度以西のオマーン湾含む)

ただし、別段の規定がある場合を除き、沿岸から 12 リンまでの隣接海域を除きます。

(T)アラブ首長国連邦